

技術提案の評価ルール

定義

標準案	:	発注者の示す施工方法等の標準的な仕様
技術提案	:	"発注者の示す標準案"に対して、参加者が施工の内容を示して提出した提案
評価する	:	参加者の提出した技術提案が、発注者の示す標準案を上回っている場合の評価
評価しない	:	参加者の提出した技術提案が、「評価する」及び「不採用」以外の場合の評価
不採用	:	参加者の提出した技術提案が、発注者の示す標準案を「満たしていない」又は「課題との関連性がない」とした場合の評価

①技術提案提出時点

↓

②審査時点

の順で評価する。

標準点 = 0点となるのは、下記の場合のみ。

①技術提案提出時点のルール

1) 提出された技術資料において、

【標準点の判断】

- A. 「技術提案の有無」に「有」、「標準案での施工の意思」に「有」の記載 : 標準点 = 100点
- B. 「技術提案の有無」に「有」、「標準案での施工の意思」に「無」の記載、又は記載がない : **標準点 = 0点**
- C. 「技術提案の有無」に「無」（「標準案での施工の意思」は入力不要 ← 標準案での施工） : 標準点 = 100点
- D. 「技術提案の有無」に記載がない（「標準案での施工の意思」の記載は問わない） : **標準点 = 0点**

②審査時点のルール

1) 上記A、Bで、提出された技術提案を審査した結果、標準案と比較して、

【加算、減点】

a) 上回る	(技術提案 > 標準案)	: 加算する。	→	評価する (○)	} ※『総合評価 技術提案 審査のポイント』参照
b) 同等である	(技術提案 = 標準案)	: 加算点 = 0点	→	評価しない (△)	
c) 同じである	(技術提案 = 標準案)	: 加算点 = 0点	→	評価しない (△)	
d) 過剰に上回る (オーバースペック)	(技術提案 >> 標準案)	: 加算点 = 0点	→	評価しない (△)	
e) 満たしていない	(技術提案 < 標準案)	: 加算点 = 0点	→	不採用 (×)	
f) 課題との関連性がない		: 減点する。	→	不採用 (×)	

※ 上記判断は、競争参加資格委員会及び技術審査会によるものとする。

※ a)、b)の審査は、別添『総合評価 技術提案 審査のポイント』を参考にする。

※ e)は、発注者の示す標準案を「満たしていない」ため不採用であるが、「提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意思の有無」の記載が"有"であるので、d)とみなし、**減点の対象としない**。

※ f)は「技術提案がない」とみなし、**減点の対象とする**。

※ b)とc)の例

b) 標準案と異なる施工方法等であっても得られる効果が標準案と同等である場合
例)

標準案	: A工法	→	効果 : ○○○
技術提案	: B工法	→	効果 : ○○○

c) 標準案と同じ内容の場合

例1)

「提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意思の有無」の記載が"有"で、
技術提案の記載欄が空欄の場合

例2)

「提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意思の有無」の記載が"有"で、
技術提案の記載欄に「標準案で施工します」旨の記載をした場合

2) 上記C、Dの取扱い

【減点】

- g) Cは「技術提案がない」ため、**減点の対象とする**。
- h) Dは「技術提案がない」とみなし、**減点の対象とする**。

総合評価 技術提案 審査のポイント

1. 現場状況を把握した上で、提案内容の目的、^(※)具体的な手法を明示されているか。
2. 課題に対する提案内容の効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性などを明示されているか。
3. 1つの提案に対し、複数の内容を記述している場合は、1つの提案としてカウントし、提案中の評価の低いもので審査する。
4. 1課題に対する提案数が上限を上回る場合は、記載順で審査し、上限を超えた提案については提案として取り扱わない。

(※) 具体的な手法とは、施工期間、施工位置、施工範囲、施工数量、使用材料、使用機械等をいう。



申請書類のみでの審査を行う。
履行状況が具体的に確認・検査が可能であること。

例 示	解 説
<p>● コンクリートの品質・耐久性の向上</p> <p>1. 躯体コンクリートの打設・締固め</p> <p>【評価する (○) の場合】</p> <p>(<u>現場特性・概要</u>) 打設箇所は、非常に狭く締固め不足によるコンクリート未充填や打設縞が出来やすい。そこで、<u>□□バイブレータを□□部に使用し、確実な締固めを行うことで、圧力解放によりコンクリートの体積が膨張し、より密な状態となる。</u></p> <p>(<u>時期、期間</u>) 躯体コンクリート<u>圧送打設直後</u></p> <p>(<u>位置、範囲</u>) <u>□□区間の□□部の範囲 (別添図示範囲)</u></p> <p>(<u>内容 (数量、材料、機械等)</u>) <u>□□バイブレータで、コンクリート圧送打設後の密充填された状態で振動を与える。</u></p> <p>(<u>目的、効果、優位性</u>) <u>□□バイブレータの使用により、コンクリート充填率の向上が確認されている。</u> <u>添付資料□□参照 (朱色下線部)</u></p> <p>(<u>効果の技術的な根拠</u>) <u>添付資料□□参照</u></p> <p>【評価しない (△) の場合】</p> <p>上記の記述のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用範囲の記述がない</u> ・ <u>効果について記述はあるが、効果が証明された添付資料が無い場合</u> など 	<p>⇒ <u>使用箇所の特徴と、何を用いて、どのような効果が得られるのか簡潔に記載されている。</u></p> <p>⇒ <u>どの時点で使用するのか具体的に記載されている。</u></p> <p>⇒ <u>どの部分に使用するのか具体的に記載されている。別添図面等に記載でも可。</u></p> <p>⇒ <u>作業内容が具体的に記載されている。</u></p> <p>⇒ <u>技術的な根拠が明示された具体的な効果、また、標準案に対する優位性が記載されている。カタログの添付資料 (該当箇所に朱色下線あり) でも可。</u> 他工事の施工実績だけの記述では、効果とは認められない。</p> <p>⇒ <u>審査に必要な記述、確認資料がない。</u></p>

例 示	解 説
<p>● 環境保全対策</p> <p>2. 工事周辺地域の環境対策</p> <p>【評価する（○）の場合】</p> <p>（現場特性・概要）工事箇所の近隣には住家があることから、<u>岩盤掘削作業</u>において、<u>□□仕様のブレーカ</u>を使用し、騒音の低減を図る。</p> <p>（時期、期間）<u>岩盤掘削作業時</u></p> <p>（位置、範囲）<u>近隣家屋から□□m以内の掘削作業範囲（別添図示範囲）</u></p> <p>（内容（数量、材料、機械等））バックホウのアームに<u>□□仕様のブレーカを装着し、作業を行う。</u></p> <p>（目的、効果、優位性）本工事の施工箇所周辺には住家が点在していることから、騒音に配慮した岩盤掘削工事を実施する。標準は油圧ブレーカを使用しての施工であるが、騒音低減策として遮音・防音効果を施している□□仕様のブレーカを使用する。（<u>NETIS登録番号：□□-□□□□□□-□□</u>）</p> <p>（効果の技術的な根拠）□□仕様のブレーカの使用により、標準ブレーカの騒音値より□□d b以上の騒音低減ができる。（<u>別添NETIS登録資料□□ページ参照</u>）</p> <p>【評価しない（△）の場合】</p> <p>（現場特性・概要）工事箇所の近隣には住家があることから、<u>騒音振動対策</u>として、<u>作業時間を制限する。</u></p> <p>（時期、期間）掘削作業時</p> <p>（位置、範囲）近隣家屋から□□m以内の掘削作業範囲（別添図示範囲）</p> <p>（内容（数量、材料、機械等））この範囲については、9：00～12：00、13：00～17：00以外は作業を行わない。</p> <p>（目的、効果、優位性）近隣住民の騒音・振動に対する負担を軽減させる。</p>	<p>⇒ <u>使用箇所の特徴と、何を用いて、どのような効果が得られるのか簡潔に記載されている。</u></p> <p>⇒ <u>どの時点で使用するのか具体的に記載されている。</u></p> <p>⇒ <u>どの範囲で使用するのか具体的に記載されている。別途図面等に記載でも可。</u></p> <p>⇒ <u>作業内容が具体的に記載されている。</u></p> <p>⇒ <u>技術的な根拠が明示された具体的な効果、また、標準案に対する優位性が記載されている。なお、提案がNETIS登録技術の場合、提案書への登録番号の記述と登録資料を添付する。</u></p> <p>（但し、NETIS登録年度が古く共通仕様書での標準仕様とみなせる場合、また、使用箇所によっては評価しない場合もある）</p> <p>⇒ <u>通常の騒音振動対策の範疇である。標準案以内である。</u></p> <p>※<u>標準案と同程度の提案は、評価しない。</u></p>

例 示	解 説
<p>● 一般交通安全確保</p> <p>3. 一般交通への安全対策</p> <p>【評価する (○) の場合】</p> <p>(現場特性・概要) 本工事箇所隣接する県道□□号は、幅員□□mと狭く急カーブの多い見通しの悪い道路である。工事車両の出入口付近は特に危険であることから、検知センサーを一般交通側に、連動するパトライトを工事車両出入口に設置し、工事車両に一般車両や歩行者等の存在を早めに認識させることで、一般交通の安全を向上させる。</p> <p>(時期、期間) 現地着手から現地竣工までの作業時間内 (9:00~17:00)</p> <p>(位置、範囲) 県道□□号□□地区の工事車両の出入口付近 (別添図示範囲)</p> <p>(内容 (数量、材料、機械等)) 工事車両出入口から□□m離れた一般車両等通行側の県道□□号の両方向車線の路肩に各□台の検知センサーを設置し、また、工事車両出入口から□□m離れた工事車両通行側に、一般交通車両および歩行者を感知して点灯するパトライトを□台設置する。なお、機器設置にあたっての□□県土整備事務所の道路管理者との協議は、工事着手前に工事看板等設置に伴う協議と併せて実施する。</p> <p>(目的、効果、優位性) 工事車両が、一般車両や歩行者等の存在をいち早く察知することで、事前に待機させるなど迅速な安全対策が可能になる。</p> <p>また、標準案「工事車両の出入口付近に交通誘導員を2名配置する」と併せて実施することで、人間と機械 (検知センサー) による二重の確認、またヒューマンエラーの防止にもなり、一般交通車両および歩行者の安全対策の向上が図られる。</p> <p>(効果の技術的な根拠) 添付資料□□参照</p> <p>【評価しない (△) の場合】</p> <p>(現場特性・概要) 本工事箇所隣接する県道□□号は、幅員□□mと狭く急カーブの多い見通しの悪い道路である。工事車両の出入口付近は特に危険であることから、検知センサーを工事車両出入口の工事車両側に、連動するパトライトを一般交通側に設置し、一般車両や歩行者等に、工事車両の存在を早めに認識させることで、一般交通の安全を向上させる。</p> <p>(時期、期間) 現地着手から現地竣工までの作業時間内 (9:00~17:00)</p> <p>(位置、範囲) 県道□□号□□地区の工事車両の出入口付近 (別添図示範囲)</p> <p>(内容 (数量、材料、機械等)) 工事車両出入口から□□m離れた工事車両通行側に□台の検知センサーを設置し、また、工事車両出入口から東西に□□m離れた一般車両等通行側の県道□□号の路肩にそれぞれ各□台の工事車両を感知して点灯するパトライトを設置する。</p> <p>(目的、効果、優位性) 一般車両や歩行者等に、工事車両の存在をいち早く察知させることで、事前に注意を促すことが可能になる。</p> <p>また、標準案「工事車両の出入口付近に交通誘導員を2名配置する」と併せて実施することで、人間と機械 (検知センサー) による二重の確認、またヒューマンエラーの防止にもなり、一般交通車両および歩行者の安全対策の向上が図られる。</p> <p>(効果の技術的な根拠) 添付資料□□参照</p>	<p>⇒ 現場の状況と、何をどうするのか、どの様な効果が得られるのか簡潔に記載されている。</p> <p>⇒ どの期間で実施するのか具体的に記載されている。</p> <p>⇒ どの場所で実施するのか具体的に記載されている。別途図面等に記載でも可。</p> <p>⇒ 作業内容が具体的に記載されている。</p> <p>⇒ 機器設置にあたっての道路管理者との協議について、具体的に記載されている。</p> <p>⇒ 具体的な効果が記載されている。 標準案に対する優位性が記載されている。</p> <div data-bbox="1758 630 2161 869" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県以外の施設管理者 (民間含む) と新たな協議や調整が必要となる場合は、評価しない。 ・県管理の施設であっても、待避所等の設置など原状変更を伴う施設の新設、改築又は修繕を伴う提案は評価しない。 </div> <p>⇒ 一般通行車両および歩行者を優先に考えていない。</p> <p>⇒ 機器設置にあたっての道路管理者との協議について、具体的な記載がない。</p> <p>⇒ 一般通行車両および歩行者を優先に考えていない。</p>